

特定非営利活動法人 WE21 ジャパンたま 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WE21ジャパンたまという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市多摩区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域における環境保全の推進を図るとともに、アジア各地域の人々の生活向上と自立に寄与すること及び地域住民の環境・人権・平和・協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。この目的のため、川崎市多摩区を中心に、資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊・抑圧・性差別・戦禍・飢餓・貧困等により生存・生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を進めていく。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人が行う活動は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)が定める次の種類のものである。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業
- (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業
- (3) 地域市民の国際的な意識の自覚を促進する事業
- (4) この法人の事業の広報普及を図る事業
- (5) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人を会員とし、法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、運営委員会が承認する。ただし、運営委員会は、とくに正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員に次のいずれかの事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反し、法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合は、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類と定数)

第13条 この法人に次の役員を置き、運営委員をもって法上の理事、監査委員をもって法上の監事とする。

- (1) 運営委員 5人以上 10人以下
- (2) 監査委員 2人

2 運営委員のうち、代表運営委員 1人及び副代表運営委員 1人を置く。

(選任等)

第14条 運営委員及び監査委員は、総会において選任する。

- 2 代表運営委員及び副代表運営委員は、運営委員の互選とする。
- 3 監査委員は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 代表運営委員はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表運営委員は、代表運営委員を補佐し、代表運営委員に事故あるとき又は代表運営委員が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款、総会及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監査委員は、次の職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第 18 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表運営委員が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監査委員から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、代表運営委員が招集する。ただし、第 15 条第 4 項第 4 号の規定による臨時総会は監査委員が招集する。

- 2 代表運営委員は、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、代表運営委員又は監査委員は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要な書類とともに、書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の 5 日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定めがあるものを除いて、出席会員(議長を含む)の過半

数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない会員は、通知された議案の各々について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した会員は、第 25 条(定足数)、第 26 条(議決)、第 28 条(議事録)及び第 46 条(定款の変更)については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表記において、書面若しくは電磁的方法による表決又は表決委任をした会員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 運営委員会

(構成)

第 29 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第 30 条 運営委員会は、この定款に定めるもののほか、総会の決定に基づき日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

第 31 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表運営委員が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監査委員から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 32 条 運営委員会は、代表運営委員が招集する。

- 2 代表運営委員は、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく運営委員会開催の請求が

あったときは、請求の日から7日以内に運営委員会を招集しなければならない。

- 3 運営委員会を招集するときには、代表運営委員は、運営委員会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明記する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席運営委員が書面による表決に参加するために必要な書類とともに、書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに運営委員に通知しなければならない。

(議長)

第33条 運営委員会の議長は、代表運営委員がこれにあたる。

(定足数)

第34条 運営委員会は、運営委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 運営委員会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ運営委員に通知した事項に限られるものとする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 運営委員会に出席できない運営委員は、通知された議案の各々について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した運営委員は第34条(定足数)、第35条(議決)、第37条(議事録)については運営委員会に出席したものとみなす。ただし、運営委員会の議事録を作成する際には、出席運営委員数及び議決参加運営委員数の表記において、書面又は電磁的方法による表決をした運営委員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第37条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条の2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表運営委員が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表運営委員が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 代表運営委員は、次の原則によってこの法人の会計を処理しなければならない。

- (1) 会員からの会費の納付が確実になるようにするとともに、外部からの寄付金品の確保、助成制度や委託制度の活用努めること。
- (2) 収益及び費用は、予算に基づいて行うこと。
- (3) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (4) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する内容を明瞭に表示したものとすること。
- (5) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- (6) この法人の活動で必要とする費用については、予算の範囲内で執行すること。

(会計の区分)

第 40 条の2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表運営委員が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、代表運営委員は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表運営委員が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監査委員の監査を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 47 条 この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、総会において選定した、この法人の趣旨と同じくする他の特定非営利活動法人に帰属するものとする。

(合併)

第 49 条 他の特定非営利活動法人との合併を行うには、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行い、あわせて、官報に掲載する。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行い、あわせて、官報に掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表運営委員がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

運営委員

同	明石 泰子
同	伊藤 康江
同	井上 美奈子
同	上野 繁子
同	澤 節子
同	田坂 敦子
同	戸高 仁子
同	山本 仁子
同	安里 みね子

監査委員 鈴木 久子

同 赤柴 美重子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
会員 年会費 2000円

附則

この定款は、平成23年5月24日から施行する。

附則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。